

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

◇監査公告 昭和二十九年年度教育委員会事務局の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第三百三十六号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十九年年度に係る教育委員会事務局の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十一年二月二十九日

鳥取県監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 大西節夫

同 近藤伝一

監査箇所 執行年月日

庶務課	昭和三十年十一月一日
管理課	同
学事課	同
指導課	同
社会教育課	同
体育保健課	同
	十一月二日

管理課 昭和三十年十一月一日監査

監査委員 山本四郎

同 近藤伝一

監査概況

一 県立高等学校施設整備事業は、財源は確保しているが財政運用上一部三百九十万円の工事費を抑制しその他の工事は概ね計画通り実施している。

定時制高等学校整備事業は当初県費五百万円、寄附金五百万円計一千万円議決されていたが財源難より県費五百万円の執行が不可能となり、ために既に提出済寄

附採納願を却下し全額不執行としている。

二 高等学校既設建物の管理措置は生徒数増加に対する増改築に追われ、不充分的な現況である。すなわち一般校舎、全日制は二三、九七二坪の保有に対し危険坪数は七、五九六坪、定時制は一、七二七坪に対し八〇坪、屋内体育館については全日制三、四二九坪に対し一、〇八二坪となつている。このように老朽甚しく、危険な状態にあることは憂慮され、且つ財産管理上からも考究を要するので各学校監査の結果そのつど指摘したところであるが、本年度より老朽危険校舎改築第一次四ヶ年計画を樹立し、前記整備五ヶ年計画と相まつてその推進に努力しているが計画の早期完遂につき当局は一層配意されたい。

三 産業教育振興事業は国庫補助一千一百十三万余円、県債二千二百万円を以つて整備、充実に実績を挙げたのであるが、本年度末における各科別の整備現有率は適正基準の三九%であり、これら施設、設備の充実に図ることは職業教育上、緊要と認められるので、

財政事情を勘案し総合重点的且つ効率的に整備充実に図るよう格別留意を望む。

四 高等学校防火施設充実に並びに電気施設改修事業は予算九十五万円に対し四十一万四千円不執行としている。このうち防火施設については消防法に基き通達された火災予防条例準則を基礎とした算出額二百三十四万円に対し予算は僅か三十五万円である中二十五万円不執行(青谷高校の十万円執行)となつているが、これらについて一層配意されたい。

五 高等学校需用費は総額一千一百五十五万円(生徒一人当たり全日制五六三円、定時制九〇〇円)でこれと同額以上PTA等が負担している状況である。盲、ろう学校に対する需用費は一百三十五万余円を以つて火災復興による設備の整備(総額の五五%以上備品類に使用)を始め、鉄筋建築のため義務的経費(光熱水費)が多額に支出され、盲、ろう児教育の特殊性に伴う経費等経理運営上困難を生じている実状であるが、PTA等の援助機関による協力も低調であるので、当局は予

算措置に格別考慮されたい。

六 教育財産管理事業は種々の隘路を克服し着々その整備につとめ教育財産台帳の作成を見、その実態を適確にはあくされたことは結構である。今後学校造林等による基本財産造成についても留意努力されたい。

七 特別会計(実習学校)の運営管理については監査指摘事項を検討改善しつつあるが、これについて当課は積極的に留意指導し真に教育目的に即応する実習会計運営の適正、効率化に努力されたい。なお、産業教育振興法による国庫補助施設が十分活用されないもの、校有林(演習林)の立木処分等管理上及び事務処理上考究すべきものがあつたのでこれらについても留意し遺憾のないようされたい。

学 事 課 昭和三十年十一月一日監査

監査委員 山 本 四 郎

同 近 藤 伝 一

監査概況

一 教職員人件費に關しては、特に合理的な基準による適切妥当な定数の決定につき、監査及び決算審査の結果毎回強く関係当局に要望するところであるが、遺憾ながら財政的根本問題も解決されず、不安定な状態のまま漸進的に定数を削減し教育費の抑制を図つている状況にあることは考究すべきである。関係機関の積極的協力と隘路打開に対する一層の努力を重ねて要望する。すなわち本県の教職員人件費は学校規模、立地条件その他特殊事情にもより全国的に見て従来優位の数値を示していたのであるがその反面基準財政需用額を超過する額が大きく財政負担を重荷するため、予算編成をめぐつて毎年県当局との間に折衝をくりかえしながら確固とした安定性ある定数基準を確立するに至つていない。昭和二十九年度は各学校の予定実学級数を基礎とし配当定員は全国平均に切下げて定員削減をはかり、また昇給、昇格費の枠を縮小して人件費を抑制(たとえば小、中学校についていえば現員四、三四三人を予算定員四、三一人に、昇給昇格所要額一七、

一六二、九〇〇円に対し一〇、五八四、〇〇〇円計上したが、当課はこれに対し勸奨及び自然退職による余剰額と新陳代謝による欠員補充の引伸しによつて辛うじて諸給与予算を執行したものと認めた。

しかしながら地方財政窮迫の原因の一として人件費の膨脹と、これに対する財政付与についての政府の措置の不備が一般的に指摘されるのであり地教委制度も亦一因と思はれるが本県においては教育費特に教職員人件費の財源確保が財政上重大な影響を及ぼすので、委員会及び県当局はもとより関係機関の総力を挙げて裏付財源付与の措置を強く政府に要請し安定性ある教員定数の決定を期することが根本的に緊要と認めた。

二 予算抑制に伴う教育水準低下防止のため左記各項につき検討強力に実施しまた実施方につき関係諸団体に勸奨もしくは協力方を要請されたい。

(イ) 小、中、高各校の適正統合

(ロ) 人事の新陳代謝による(教員の勤続年数別或いは給額別)人員構成の合理化

- (イ) 事務職員の縮減
- (ロ) 特殊技能免許教員の完全配置と兼任制度の検討
- (ハ) 教諭の適正配置による配置の厚薄度解消
- (ニ) 人事交流による沈滞気分の解消
- (ホ) 産休助働確保による機動性の確立
- 三 義務教育費国庫負担金の交付がおくれその収入事務処理に遺憾なものであるので政府に対し早期且つ適切な交付方につき要請すべきである。
- 四 過年度における人件費支出義務額三百十五万三千円は本年度支給しているがその処理に検討を要するものがある。
- 五 教職員人件費は定数の減少にもかかわらずややその支出額は年々増加しておりその状況はこれを教員本俸について見ると昭和二十九年度は前年度に比較し一億四千七十六万余円増加している。県職との比較状況を示すと別表のとおりである。

年 度		比 率	内教職員費本俸	
昭和二十七年		二九・二〇%	一七・六五%	
同 二十八年		三一・四八%	一九・四〇%	
同 二十九年		三三・八七%	二二・〇五%	
(一) 歳出総額に占める教育費の比率				
年 度		比 率	内教職員費本俸	
昭和二十七年		二二・一一%	二・二五%	
同 二十八年		二四・五四%	二・二二%	
同 二十九年		二九・八五%	二・四九%	
(二) 歳出総額に占める人件費(県職を含む)本俸全体の比率				
年 度		比 率	内教職員費本俸	
昭和二十七年		七八・五七%	一一・一六%	
同 二十八年		七七・九六%	一〇・五八%	
同 二十九年		七三・二〇%	七・八二%	
(三) 人件費(含県職)全体に占める教職員費の比率				
年 度		比 率	内教職員費本俸	
昭和二十七年		七三・二〇%	七・八二%	
同 二十八年		七三・二〇%	七・八二%	
同 二十九年		七三・二〇%	七・八二%	
(四) 小、中学校生徒数、教員数等の推移				

○小学校

年度	児童数		学級数		教員数		事務職員数	
	全国平均	県	全国平均	県	全国平均	県	全国平均	県
昭二四	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
二五	101.0	100.0	101.0	99.1	101.1	100.1	117.7	100.0
二六	101.0	100.0	101.0	101.4	101.0	101.6	159.9	100.0
二七	101.5	99.3	101.5	100.0	101.0	97.3	179.3	99.1
二八	101.3	99.9	101.3	99.4	101.3	99.3	236.5	99.3
二九	101.0	101.6	101.3	101.5	101.7	99.0	244.6	99.3

○中学校

年度	児童数		学級数		教員数		事務職員数	
	全国平均	県	全国平均	県	全国平均	県	全国平均	県
昭二四	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
二五	101.6	101.5	101.7	103.4	100.0	101.2	102.4	100.0
二六	100.1	99.9	100.1	99.6	99.7	101.3	133.4	99.0
二七	99.8	99.9	100.0	99.1	101.7	99.3	151.1	99.0
二八	101.4	99.5	101.4	99.4	101.9	99.3	101.3	99.0
二九	111.0	99.5	106.9	99.6	107.3	88.7	171.3	99.0

④ 教職員費(吏員給、給料)支出額

年度	吏員給	給料
昭和二十七年	七七四、二五四、五二七円	一一、二一四、五六六円
同 二十八年	九四七、一一一、四七七	一三、四七一、七二七
同 二十九年	一、〇九一、六一五、四六五	九、七四三、八七五

指導課 昭和三十年十一月一日監査

監査委員 山本四郎 同 近藤伝一

監査概況

一 教育内容の充実、教職員の資質向上を図るため、僅少経費をもつて指導に当り成果を挙げるべく努力しているものと認めた。指導業務は特に教育行政系統から分離し、教育内容に限定されている主旨からして、その成果如何は学校教育の根幹をなすものと確信するので、特定の免許資格を有する指導主事をして大いに活動させるべきであるにもかかわらず経費不十分のため計画的指導及び要請による指導に著しい支障をきたし

給料

ている実情である。指導主事の研究費及び図書費等の予算もほとんど皆無にひとしく国が行う専門的研修を受ける機会を与えることもできない状態であつて、指導内容の研さん、充実のために考慮の余地が多い、このことについては監査のつど指摘し善処方を要望するのであるが、教育行政面の関連がない関係もあつて予算措置は比較的等閑視される傾向があり依然として不満足な状態にあることは遺憾につきこれらの経費増額について関係当局の善処を望む。

二 児童、生徒の文化振興対策については、教員組合、文化団体の主催による各教科別の諸行事を実施し、県費予算二〇万円をもつて成果を挙げているものと認め

たが、表彰制度による児童、生徒の意欲を昂揚することとは反面表彰のための競争或いは入選のための努力に陥り、心理上悪影響を及ぼすおそれもあるので特に慎重を期し、いわゆる新教育の徹底、充実に一層留意が肝要である。

三 教育に関する調査は学校基本調査、教育財政調査等国の指定に基づく調査のほか、教育課程の編成(小、中学校社会科の改訂は予算なく実施)その他諸調査を実施しているが、当面の諸問題に対処するため必要な独自の調査についても更に検討実施すべきである。すなわち町村合併その他による小、中学校の統合問題、施設設備の充実改善、教育財政と教職員定数の問題等、今後の企画促進に必要な資料の整備をはじめ、高等学校の編成、運営及び通学区、志望者の状況等の調査、中でも定時制教育運営の実態については根本的検討の余地があり調査の必要を認めるので、今後の財政上の大局的見地に立つて早急に実施するよう関係当局においても予算措置に留意を望む。

四 指導主事の業務を援助させるため県下小、中学校教職員の中から教科指導委員一二二名を委嘱しているが、その旅費は年額僅か四〇〇円程度に過ぎない。活動費を完全にほしよすることは、財政の現状からして到底困難であるけれども一層考慮すべきである。

社会教育課 昭和三十年十一月一日 監査
監査委員 山本 四郎
同 近藤 伝一

一 社会教育の推進については各支所、県及び市町村社会教育委員会、知事所属の関係各課と緊密に連携を保ち概ね円滑に処理しているものと認めた。しかし市町村の指導機能は町村合併等のため一時空白期間があったように見受けられ新町村の発足とともに、社会教育体制の確立を図ることが急務と認められるので、県費による当該の計画推進と併せ公共団体その他民間関係団体活動助長に格段の留意を望む。

二 公民館の整備拡充について促進に努力し一応その整備(本館一二五、分館五三三)をみたことは結構であるが、これが運営指導につき考究すべきものがある。即ち社会教育の内容及びその対象は極めて広汎多岐にわたり容易でないがその振興は一に自治的な公民館活動にまつところが多いが、専任職員は現在五九人であつて、いまだ未設置の町村もあり活動の低調なものである現状につき、関係団体に対し強く勧奨されたい。なお財政事情にかんがみ施設等に対し補助政策をとることは不可能であり、かつなるべく避けるべきであるけれども、モデル公民館の指定及びこれに対する若干の助成は自治的な活動を促進助長し、従来の当該の活動経費を一層効率化することができるものと認めるので関係機関の検討善処を望む。

三 青年学級による勤労青年の教育は実社会に即応する知識及び技能の習得と一般的教養の向上を期しており、本年度の学級数は一三六、学生数九、一九五人に達しているが、これに要する諸経費は六百十九万余円、一、

学級当り四万六千余円であり負担状況は国庫補助金六十六万余円(前年度までは県費補助三十万円を交付済)を交付し他は市町村及び学生並びに寄附金によつて運営しているが、財政難その他により青年学級の進展を阻害している現況につき、本教育の社会性にかんがみ当局は従前通りの県費助成に努めると共に国庫補助金の獲得になお一層の努力を望む。

四 成人教育の運営は極めて困難なものがあるが、市部における成人講座の開設(委任)団体役員講習など行事を行つているが、たとえば婦人教育の問題にしても指導者講習のみをもつてしては実効を挙げ得る範囲は極めて狭いので末端滲透に一層留意すべきである。殊に団体の代表者等は比較的啓蒙の必要性が少いとかんがえるが、指導層に対する講習結果の伝達徹底について適切な措置を構じ事業経費の効果を最大限に發揮するよう公民館活動とも併せ配慮されたい。

五 重要文化財の指定、保護及び管理については附属機関(委任)の専門的協力を得て概ね適切に運営し、国

宝及び新国宝の修理は国庫補助を得て計画通り実施している。なお史跡鳥取城は国の文化財として仮指定を受けたがこれについても本県行政の歴史的考察の資料としてその保存及び資料のしう集整備等に留意し各種文化財の保存に万全を期されたい。

体育保健課 昭和三十年十一月二日 監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 近藤伝一

監査概況

一 社会体育の振興については前回も指摘した通り組織団体の活動にかかつており、その確立が急務である。町村合併、財政その他諸種の制約下にあつて二十九年度までに約六〇%の結成をみたのであるが、これら市町村を主体として広く関係諸団体、教育機関等と直結した体育団体の活動を図り、社会体育指導者の養成と相俟つて勤労大衆の体育の振興を期するよう努

力されたい。

二 学校体育に対する指導については学習指導要領を作り、学校体育の普及徹底に努力しているが、中でも保健体育研究指定校(小三、中一、高一)を中心とした指導により相当の効果を挙げているがこれらの研究された成果は一般の学校体育に反映するよう考究されたい。

三 学校給食の運営、普及については指導育成に努めるべきである。即ち本年度までの実施学校は四〇校(総数三四一)実施人員二〇、六六一人(総人員一四一、八九六人)で学校体育の推進、父兄負担の軽減等からして、完全給食の普及、徹底は急を要するものと認められるので、学校給食法の制定公布(二十九年六月施行)と相俟つて関係機関と密接な連けいを保ち普及育成に努力されたい。

四 児童生徒及び教職員に対する健康管理は教員定数の縮減によつて保健主事の活動が阻まれ且つ養護教諭は減少の一途をたどつてゐることは遺憾であるが、学校

医及び保健所その他関係機関の積極的協力を得るよう配意せられたい。結核予防対策に定期健康診断の受検率は良好であるが、各保健所の監査結果から見て陽転者及び要注意者並びに要療養者の管理指導に努力の余地が認められるので、所轄保健所と一層緊密に連絡し遺漏のないよう各学校に対し指導されたい。なお保健衛生の優良校に対してはこれを表彰する等して一般校の啓蒙を図ることは指導経費の効率化の見地からしても妥当な措置と認めるので、知事部局と連絡し適切な措置を講ぜられたい。